

飲食店を営業するみなさまへ

～ 店舗からの「音」や「におい」にご注意ください ～



深夜営業に伴う騒音について

- 「栃木県生活環境の保全等に関する条例」に基づき、飲食店、喫茶店、ボウリング場、ゴルフ練習場、バッティングセンター、カラオケボックスを営む方は、午後10時から翌日の午前6時までの間、敷地境界において規制基準を遵守する必要があります。

規制基準	規制地域
45 dB	第1種・第2種低層住居専用地域 第1種・第2種中高層住居専用地域 第1種・第2種住居地域 準住居地域
50 dB	近隣商業地域※、商業地域※、準工業地域※
60 dB	工業地域※
70 dB	工業専用地域
50 dB	その他の地域※

※病院や学校などの
周囲50m以内は
基準が5dB減



出典：「生活騒音パンフレット」（環境省）

- また、同条例に基づき、以下の規制地域において、飲食店、喫茶店、カラオケボックスを営む方は、午後11時から翌日の午前6時までの間は、カラオケ装置、有線ラジオ放送受信装置、音響再生装置、拡声装置、楽器を使用し又は使用させることはできません。ただし、音が外部にもれない場合は除かれます。

規制地域	第1種・第2種低層住居専用地域 第1種・第2種中高層住居専用地域 第1種・第2種住居地域 準住居地域
------	---

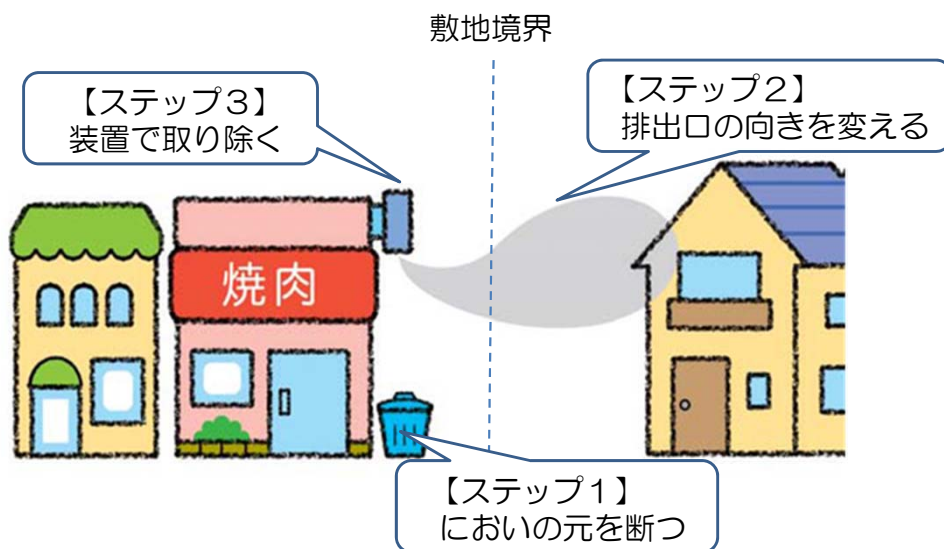


～ 「におい」 については裏面をご覧ください ～

店舗から出るにおいについて

悪臭防止法では、臭気指数による規制基準を定めており、市街化区域にある店舗や工場などから出るすべてのにおいが規制対象となります。

店舗からにおいがもれ出ていないか確認し、もしにおいが周囲に漂っていたら、苦情の原因になることを考慮して、次のような対策が必要です。



規制基準

敷地境界における規制基準は「臭気指数15」です。

臭気指数とは、臭気の強さを表す数値で、人の嗅覚でその臭気を感じできなくなるまで薄めたときの希釈倍率から算出され、基準となる「臭気指数15」の希釈倍率は30倍程度になります。

※ 詳しくは下記にお問い合わせください。

臭気指数の目安

45	にんにくを炒めた時
40	
35	コーヒー
30	ガソリンの給油 たばこ
25	線香・しょうゆ
20	花火をしている時 トイレの芳香剤
15	化粧品売り場
10	梅の花
5	工場地域の空気
0	郊外のきれいな空気

出典：「臭気指数の導入について」（栃木県）



宇都宮市 環境部 環境保全課 調査指導グループ
電話 : 028-632-2420
E-mail : u0711@city.utsunomiya.tochigi.jp

